

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項の規定による公の施設として、本庄市体育施設(以下「体育施設」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置
本庄市北泉テニスコート	本庄市北堀1871番地3
本庄市東部スポーツグラウンド	本庄市786番地
本庄市利根川河川敷下仁手グラウンド	本庄市下仁手地先
本庄市児玉サッカー場	本庄市児玉町秋山2166番地7
本庄市児玉工業団地遊水池内グラウンド	本庄市児玉町共栄300番地7

(目的)

第2条 体育施設は、市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(管理)

第3条 体育施設は、本庄市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(業務)

第4条 教育委員会は、体育施設に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 体育施設及びこれに附属する設備(以下「施設等」という。)の利用に関すること。
- (2) 体育、スポーツ及びレクリエーション活動の推進に関すること。
- (3) その他体育施設の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(休業日)

第5条 体育施設の休業日は、1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までとする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときはこれを変更し、又は臨時に休業することができる。

(利用時間及び利用期間)

第6条 体育施設の利用時間は、次のとおりとする。

名称	利用時間
本庄市北泉テニスコート	午前9時から午後6時まで
本庄市東部スポーツグラウンド	午前6時から午後6時まで
本庄市利根川河川敷下仁手グラウンド	午前6時から午後6時まで
本庄市児玉サッカー場	午前6時から午後6時まで
本庄市児玉工業団地遊水池内グラウンド	午前6時から午後6時まで

2 体育施設の利用期間は、同一利用者につき引き続き3日を超えることはできない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の範囲)

第7条 体育施設を利用できる者は、本庄市、深谷市、美里町、神川町及び上里町に居住又は通勤、通学している者とする。ただし、その利用に支障がない範囲において、次に掲げるものが利用することができる。

- (1) 体育、スポーツ及びレクリエーションの活動を行う団体
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めたもの

(利用の許可)

第8条 体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更する場合も、同様とする。

2 教育委員会は前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用の制限)

第9条 教育委員会は、前条第1項の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 体育施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他管理上支障があると認められるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 第8条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他の者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可に付した条件に違反したとき。
- (4) その他教育委員会が必要と認めたとき。

2 教育委員会は、利用者が前項各号のいずれかに該当する理由により処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第12条 利用者は、その利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に復さなければならない。[前条第1項](#)の規定により、利用の停止又は許可の取消しを受けたときも、同様とする。

2 利用者が[前項](#)の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを執行し、これに要した経費は、利用者の負担とする。

(損害賠償義務)

第13条 利用者は自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に体育施設又は設備等を損傷したときは、これを修復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第14条 利用者は、[別表](#)に定める使用料を利用許可書の交付時に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第15条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 体育施設の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰すことができない理由により、体育施設を利用することができないとき。

(3) 利用者が利用する日から起算して10日前までに利用の取消しを申し出て、市長が認めた場合

(入場の禁止等)

第17条 教育委員会は、施設内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入場を禁止し、又はその者に対し、退場を命ずることができる。

(特別設備)

第18条 体育施設の利用に当たっては、特別な設備を設け、既存の設備に変更を加えることはできない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(販売行為の禁止)

第19条 体育施設内において、物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第20条 体育施設の管理は、[法第244条の2第3項](#)の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 [前項](#)の規定により、体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合における当該指定管理者の指定の手続その他当該体育施設の指定管理者による管理に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、[本庄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例\(平成18年本庄市条例第65号\)](#)の規定によるものとする。

3 [第1項](#)の規定により、体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、[第5条第1項](#)及び[第6条](#)の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、体育施設の休業日、利用時間及び利用期間を変更し、又は別に定めることができる。

4 [第1項](#)の規定により、体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、[第8条](#)、[第9条](#)、[第11条](#)、[第12条](#)、[第16条](#)及び[第17条](#)の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第21条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) [第4条](#)に規定する業務

(2) 施設等の利用の許可等に関する業務

(3) 施設等の維持管理に関する業務

(4) [前3号](#)に掲げるもののほか、体育施設の管理上、教育委員会が必要と認める業務

(利用料金)

第22条 [第14条](#)の規定にかかわらず、[第20条第1項](#)の規定により、体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、[法第244条の2第8項](#)の規定に基づき、体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金の額は、[別表](#)に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、[前項](#)の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、免除し、又は全部若しくは一部を還付することができる。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の本庄市体育施設設置及び管理に関する条例(昭和59年本庄市条例第13号)、本庄市民体育館設置及び管理に関する条例(平成12年本庄市条例第13号)又は児玉町民体育館設置及び管理条例(昭和57年児玉町条例第11号)の規定になされた処分、手続その他行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとする。

附 則(平成19年3月26日条例第6号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日条例第9号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月1日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年6月29日条例第19号)

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成27年12月25日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年1月6日条例第11号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日条例第11号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第14条、第22条関係)

本庄市北泉テニスコート使用料(1面当たり)

(単位：円)

区分	金額(午前9時から正午)	金額(正午から午後3時)	金額(午後3時から午後6時)
一般及び学生	400	400	400
児童及び生徒	200	200	200
備考			
1 本庄市、深谷市、美里町、神川町及び上里町に居住又は通勤・通学している者以外が利用する場合は、上記使用料の倍額とする。			
2 一般及び学生とは、一般社会人、大学及び短期大学等の学生をいう。			
3 児童及び生徒とは、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒をいう。			